

# なくす会ニューズレター

〒330-0064  
 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内  
 Tel048-844-8972 Fax048-844-8973  
 nakusukai.01@saitama-k.com  
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

「お試し」だと思ったら「定期購入に！」⇒ 通販サイトの表示が改善されました

いわゆる健康食品の公式サイトにおいて、「4カ月の継続が条件となること」「消費者が負担することになる最低金額の総額」について、消費者が明確かつ容易に認識できるよう表記することを求めた「申入れ」により、表示が改善されました。

「申入書」送付時の Web 画面より 一部抜粋（2016年5月30日）	改善後の Web 画面より一部抜粋 ※ （2017年6月13日）						
<p>「トクトクコース」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● トクトクコースは、毎月自動でお届けするコースとなります。</li> <li>● 2回目以降はす〜っと13%OFFの3,960円(税込)でお届けいたします。</li> <li>● 5回目以降は連絡1つで休止・再開することができます。</li> <li>● もちろん、いつまでも送料無料で。</li> </ul> <p>※4ヶ月間のご継続がご条件となります。休止時は次回発送日の7日前までにご連絡くだ</p>	<p>トクトクコースは4ヶ月以上のご継続がご条件となります。      4回のお受け取りで、トクトクコースは合計12,380円(税込/送料込)のお支払いになります。</p> <p>今すぐトクトクコースを注文する!</p> <p>トクトクコースについて</p> <table border="1"> <tr> <td>1回目</td> <td>2~4回目</td> </tr> <tr> <td>送料相当</td> <td>送料無料で</td> </tr> <tr> <td>初回500円</td> <td>特別価格13%OFF! 3,960円</td> </tr> </table> <p>さらに、5回目以降もす〜っと特別価格!</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初回の1ヶ月は送料相当の500円のみ!</li> <li>2. 2回目以降は13%OFFの3,960円、送料無料!</li> <li>3. トクトクコースは4カ月の継続がご条件となります。</li> <li>4. 4回のお受け取りで、トクトクコースは合計12,380円(税込/送料込)のお支払いになります。</li> <li>5. 5回目以降は、発送日の7日前までご連絡を頂ければいつでも解約や休止が可能です。</li> </ol>	1回目	2~4回目	送料相当	送料無料で	初回500円	特別価格13%OFF! 3,960円
1回目	2~4回目						
送料相当	送料無料で						
初回500円	特別価格13%OFF! 3,960円						

※現在、丸ごと熟成生酵素の広告公式サイトでのみトクトクコースの広告が掲載されています

## 現在取り組んでいる主な差止請求の報告（2017年11月10日現在）

事業者名 (業種)	問題とした主な 不当条項 【該当法】	成果・経過等
《訴訟提起》  (株)NTT ドコモ	無制限な約款 変更権の定め  【消費者契約法】	請求書発行手数料有料化に関する情報提供をきっかけとし、変更権の限界を逸脱している約款変更権の定めは無効であるとして、訴訟提起しています。  〈終了〉第2回期日（7/27）、第3回期日（10/12） 第4回期日：12月14日（木）10時～ 東京地方裁判所 第601号法廷 ※別館（家裁の入っている建物）の6階 傍聴希望の方はなくす会事務局 048-844-8972 まで
《41条書面》  (株)アプラス (カード事業)	Tカードの リボルビング払 いに関する約款 変更  【消費者契約法】	2017年9月に面談内容を確認するため行なった「問合せ」に対し、以下の趣旨の回答を受領しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 変更後の支払い方法について異議を述べたカード会員については、期間の制限なく本条項適用前に遡って従前どおりの取扱いに戻す対応を行なう</li> <li>● 本件変更のような規約変更は「アプラスTカード」についてのみであり、今後同趣旨の変更を他のクレジットカードについて行う予定はない</li> </ul> ⇒ 今後も継続して注視することとし、一旦差止請求訴訟の提起は見送りました。  ※これまでの経緯 2017年2月：消費者契約法第41条に基づく事前の差止請求（41条書面） 同年3月：「回答」受領      同年6月：面談実施

## 他の適格消費者団体の活動のご紹介 ～KC's メールマガジンより～

適格消費者団体・特定適格消費者団体 「特定非営利活動法人 消費者支援機構関西」

2017年10月31日

佐々木食品工業(株)自然食研が販売する「しじみ習慣」のweb上の表記について検討した結果、景品表示法上問題があると判断し、同社に対し申入れ・要請活動を行ってきました。  
 <改善内容>

同社からの一連の回答内容を精査した結果、以下の改善を受けて、一旦同社に対する申入れ要請活動を終了しました。

- ①しじみ習慣が休肝日の代わりになるような表記は今後行わないと回答したこと。
- ②アフィリエイト広告が法令を遵守しているか確認し、遵守されていない場合は、発注先へ協力を要請すると回答したこと。
- ③「超濃縮」等、「超」の付く表記は行わないと回答したこと。
- ④Web上の誤認を招く表記を削除したこと。
- ⑤twitter上の誤認を招く過去の投稿を削除したこと。

●詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ [http://www.kc-s.or.jp/tail.php?n\\_id=10000706](http://www.kc-s.or.jp/tail.php?n_id=10000706)



消費者庁イラスト集より

《消費者被害防止用啓発グッズ「お薬手帳カバー」ができました》

「消費者ホットライン 188」の短縮番号を知ってもらい、必要時に慌てることなくスムーズに連絡できるように、「お薬手帳カバー」を作成しました。

お知り合いの方、ご近所、自治会などで積極的に配布をお願いしたいと思います。また「啓発グッズ2種」も引き続き配布していますので、あわせてお申込み下さい。

啓発グッズ2種（カードタイプ、シールタイプ）の1セットの内容は、カード30枚、シール20枚です。

- ◆ お薬手帳カバー・啓発グッズ2種は無料、送料もかかりません。
- ◆ お申込みは、電話・FAXもしくはメールでお願いします。

申込み先：Tel 048-829-7444 Fax 048-844-8973

E-mail nakusukai.10@saitama-k.com

必要事項：①お薬手帳カバー：各色の個数、啓発グッズ2種：セット数

②送り先、お名前

③お届け希望日（宅配便 または 来訪）



【お薬手帳カバー】  
素材：透明ビニール  
絵図の背景色：  
ピンク、水色の2種

【啓発グッズ2種】



←カードタイプ

14.6×21 cm  
電話口、室内用



←シールタイプ

17×16 cm  
玄関、インターホン用

活動紹介

消費者被害防止サポーターの取組み～春日部市・さいたま市～

【春日部市・9/12】春日部市が高齢者施設で行なった通話録音装置貸与の説明会（参加者40名）にサポーター4名が参加し、啓発の寸劇を初お披露目しました。当日は、埼玉県お助けかわら版を投影したロールスクリーン前でセリフの掛け合いをして悪質勧誘の手口を説明し、仕上げはみんなで作った替え歌で悪質業者と電話で直接話しちゃダメよ！」と通話録音装置の設置を訴えました。

【さいたま市・10/15】さいたま市消費生活展にサポーター有志が寸劇で参加しました。昨年に続き2年目です。今年は新メンバー（男性も）が加わりパワーアップ！悪質商法をいくつか演じ、だまされそうになると消費者被害防止サポーターが止めに入る楽しい劇になりました。



▲春日部市サポーターの活動

# ネットでお買い物、便利だけど不安?!

## ～申込みから決済までの注意点～



「ネットショッピングや予約サイト、アプリは便利！」  
でも、「定期購入やキャンセル条件の表示がわかりにくい」  
「サイトの信頼性や決済方法など不安もたくさん」の声にお答えします！



日 時：2017年12月5日（火）10時～12時  
会 場：浦和コミュニティセンター第13集会室  
（JR浦和駅東口 浦和パルコ上 コムナーレ10階）  
講 師：（一社）ECネットワーク 原田 由里 さん  
参加費：無料  
定 員：80名  
申込み・問合せ：NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会  
事務局《048-844-8972》  
申込み〆切：12月4日（月）16時

### この間の会議など

理事会 : 2017年度第3回（9/29）

主な審議事項：差止請求関連、特定適格消費者団体認定に向けた業務規程の改訂について

検討委員会：2017年度9月（9/29）、10月（10/24）

活動委員会：2017年度第4回（10/19）

第21回適格消費者団体と日弁連との懇談会（10/19）



### ご報告

### 下記、意見書を提出しました

意見書の内容は、なくす会ホームページをご覧ください

- ◆ 「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律の施行に向けた内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見」を提出しました（2017年9月13日）
- ◆ 「消費者契約法の見直しに関する意見」を提出しました  
（2017年9月13日）



- ◆ 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！
- ◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） Tel 048-261-0999
- ◆ 全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（0570-064-370）

